

平成18年廃棄物処理法改正のポイント

去る平成19年2月20日(火)、(社)東京産業廃棄物協同組合が開催した実務者講習会において東京都環境局産業廃棄物対策課が講義した内容である「平成18年廃棄物処理法のポイント」の概要を掲載いたします。

なお、法律改正関連情報の詳細な内容については、東京都環境局の産業廃棄物ホームページに環境省のホームページの報道発表資料がリンクされておりますのでご参照下さい

1 廃棄物処理法の一部改正(18.2.10公布)

アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化処理」について、国が、個々の施設の安全性を確認して認定*することにより、促進・誘導。

*認定：個々の業及び施設設置の許可なしに、処理の実施を可能とする。(18.8.9.施行)

2 廃棄物処理法施行規則の一部改正(18.3.10公布)

維持管理積立金の対象者への措置(18.4.1施行)

法改正により最終処分場維持管理積立金の積み立て義務の対象者が拡大した。これに伴い、新たに対象となる者への所要の措置、維持管理積立金の算定基準の見直し、一部PFI事業者の免除を規定。

産業廃棄物の処理委託契約書に含まれるべき事項の追加(18.7.1施行)

産業廃棄物に係る情報に変更が生じた場合、排出事業者から処理業者への変更情報の伝達方法を記載することを追加。

廃棄物処理施設の生活環境影響調査項目の追加(18.9.30施行)

生活環境影響調査項目に、地下水への影響を追加。

3 廃棄物処理法施行規則の一部改正(18.5.26公布)

有害6物質含有情報提供の制度化(排出事業者から処理業者への情報提供)

「表示製品を廃棄する際に情報提供する」ことを委託契約書に記載すべき事項に追加(18.7.1施行)

4 廃棄物処理法施行令の一部改正(18.7.26公布)

特別管理産業廃棄物「廃石綿等」の範囲拡大(18.10.1施行)

廃石綿等の発生源：「建築物」「工作物」へと拡大(令第2条の4)

石綿含有廃棄物の収運、保管、処分の基準(18.10.1施行)(令第3条、第6条)

- ・収運、積替え保管： 破碎・他の廃棄物との混合禁止
- ・処分又は再生： 健康被害の生じる恐れをなくす(溶融処理等)方法
- ・埋立： 飛散・流出の防止

産業廃棄物処理施設の追加(18.10.1施行)

アスベスト溶融施設を施設設置許可の対象とする。(令第7条、第7条の2)

石綿含有廃棄物の無害化処理に係る認定手続（18.8.9施行）

無害化認定制度の届出に関する手続の規定を整備した。（令第5条の11、令第5条の12、第7条の6、第7条の7）

5 海防法施行令の一部改正（18.7.26公布）

海域の埋立場所への石綿含有廃棄物の排出（18.10.1施行）

船舶から海域の埋立場所等に石綿含有廃棄物を排出する場合には、溶融処理を行ったものを埋立てるか、分散しないように一定の場所で埋立てを行い、埋立地の外に飛散・流出しないようにする。（海防法施行令第2条）

6 廃棄物処理法施行規則の一部改正（18.7.26公布）

無害化処理認定制度（18.8.9施行）

- ・認定制度の対象は石綿含有廃棄物（含有0.1%超）及び廃石綿等
- ・無害化処理の内容や実施者、施設の基準
- ・無害化処理認定申請書の記載事項
- ・生活環境影響調査が必要
- ・その他（手続き、報告等）

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設（18.10.1施行）

- ・溶融施設の技術上の基準を設定
- ・維持管理の技術上の基準を設定

溶融温度は1500以上、その他焼却施設と同様の基準

石綿含有産業廃棄物の保管基準（18.10.1施行）

- ・保管場所においてその他のものとの混合禁止。
- ・梱包や覆い等の飛散防止措置が必要。
- ・保管する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、産業廃棄物の種類にその旨を記載する。

例：がれき類（石綿含有産業廃棄物）

石綿含有廃棄物に関する情報伝達・管理措置（18.10.1施行）

- ・帳簿、マニフェスト、委託契約書に石綿含有廃棄物が含まれる旨の記載。
- ・最終処分場：埋め立てた場所が分かる図面を作成・保存する。

埋立後も管理する

管理票交付状況報告書（適用猶予期間平成20年4月1日まで）

- ・1年間のマニフェスト交付状況について、その年の6月30日までに、前年度分を、事業場ごとに様式第3号により作成して、管理票交付者が都道府県知事に報告（法第12条の3第6項）

管理票交付者：排出事業者（1次マニフェスト）

中間処理業者（2次マニフェスト）

7 廃棄物処理法施行令の一部改正（18.10.12公布）

以下のものについて海洋投入処分を禁止する。（H19.4.1施行）

- ・全ての一般廃棄物
- ・公共下水道・流域下水道から除去した、汚泥（産廃）
- ・動植物性残さ・家畜ふん尿のうち、油分や有害物質の含有基準を満たさないもの

8 廃棄物処理法施行規則の特例（18.12.1公布）

一般廃棄物処理業に係る許可の特例（H18.12.1施行）

- ・許可なく廃火薬類を収集運搬（保管）できる者を規定
- ・許可なく廃火薬類を処分できる者を規定
- ・平成19年3月31日までの時限で規定

9 廃棄物処理法施行規則の一部改正予定

中間処理業者が電子マニフェストを活用する場合の登録事項（19.4.1施行予定）

電子マニフェストの情報処理センターへの登録事項について、帳簿記載事項のうち「処分の委託」欄について以下の事項を追加することとし、併せて、帳簿への記載は、産業廃棄物の引渡しまでに行うこととする旨の改正予定。

- ・中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物の処理に関して電子マニフェストにより登録する場合（いわゆる2次マニフェスト）登録ごとの、1次マニフェストの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号
- ・中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物の処理に関して電子マニフェストにより登録する場合（いわゆる2次マニフェスト）登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号